

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画等作成業務委託

仕様書

本仕様書は、最優秀提案者のプロポーザル資料及び
ヒアリング結果等により、一部変更する場合がある。

平成 2 7 年 2 月 2 3 日

印西地区環境整備事業組合

目次

第1章 総則

- 第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 手続き関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第3節 基礎情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 業務内容

- 第1節 施設整備基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第2節 地域振興策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第3節 両検討委員会の一括業務・・・・・・・・・・ 15
- 第4節 循環型社会形成推進地域計画・・・・・・・・ 17

別添：地図

別添：両検討委員会運営予定スケジュール

第1章 総則

第1節 一般事項

第1項 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画等作成業務委託（以下「本業務」という。）

第2項 本業務の目的

印西市、白井市及び栄町（以下「関係市町」という。）で構成する印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）では、昭和61年に稼働開始した現中間処理施設（印西クリーンセンター）の老朽化に伴い次期中間処理施設の整備事業を進めており、平成26年11月に印西市内の吉田地区を建設候補地として選定した。

平成27年度から着手する施設整備基本計画及び地域振興策の検討については、積極的な情報公開や検討過程における民意の反映等、透明性及び公平性が強く求められることから、組合管理者の附属機関として印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会（以下「施設整備基本計画検討委員会」という。）と印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会（以下「地域振興策検討委員会」という。）を平成27年2月に設置したところである。

本業務は、施設整備基本計画検討委員会と地域振興策検討委員会（以下「両検討委員会」という。）の円滑な運営を図るべく、受注者がコンサルタントとしての客観性及び中立性を保持しながら、技術的及び専門的な立場により両検討委員会の運営を総合的に支援し、建設候補地の周辺住民の了解が得られる施設整備基本計画と地域振興策を纏めること及び平成28年度に着手を予定している千葉県条例に基づく環境影響評価で必要となる基礎条件の設定を目的とする。

第3項 用語の解説

（1）次期中間処理施設

今後、建設候補地内で整備する予定の熱回収施設、リサイクルセンター（不燃・粗大ごみの破碎処理施設）及び管理棟等の総称を指す。

（2）地域振興策

次期中間処理施設の建設候補地周辺における地域特性及び潜在的な需要等に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案を意味する。（小さな事業規模の一例として見通しの悪い生活道におけるカーブミラーの設置、大きな事業規模の一例として排熱を利用する民間事業者の誘致など、様々な各案が考えられる）

第4項 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本節第2項で掲げる本業務の目的を達成するために必要と認められる事項については、組合と協議のうえ受注者はこれを行うこと。

第5項 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日（平成27年4月27日の予定）の翌日から平成28年3月31日までとする。

第6項 連絡等

受注者は、本業務の履行に係る各種資料の作成方針及び進捗状況等について、組合への連絡、報告、申出、協議及び質問（以下「連絡等」という。）を綿密に行うこと。

第7項 業務打合せ記録簿の作成

受注者は、組合と業務打合せ（電話による業務打合せを含む）を行った際は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し組合に提出すること。

第8項 現地情報の把握等

受注者は、建設候補地及び周辺地域の現地踏査を十分に行い、現地情報を多面的且つ的確に把握すること。

また、把握した現地情報を成果品に的確に反映させること。

第9項 成果品の作成における留意点

成果品の作成における留意点は、次に掲げる事項のとおり。

(1) 用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番縦型とする。

また、図面等、止むを得ず当該サイズ以外を用いる場合であっても、当該サイズに折り込むこと。

(2) パブリックコメントの募集を予定していることから、適度にカラー化し、合わせて写真、イラスト、グラフ、スキーム図及び模式図等を多用することで、内容把握の容易性向上に努めること。

また、難解な項目及び専門用語については、簡明な解説文を付記すること。

(3) 根拠資料を明確にし、文献その他を引用した場合は引用元を付記すること。

第10項 成果品の帰属等

成果品の所有権、著作権及び利用権は、組合に帰属するものとする。

また、納品後であっても成果品に誤記又は違算等が認められた場合は、速やかに訂正し再納品すること。

なお、当該再納品に要する経費は受注者の負担とする。

第11項 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係する法令及び通知等を遵守すること。

第12項 上位計画との整合

受注者は、本業務の履行にあたり印西地区ごみ処理基本計画等の関係する上位計画との整合を図ること。

第2節 手続き関係

第1項 提出書類

契約締結後に手続き書類として提出が必要なものは、次に掲げる事項のとおり。

(1) 着手時

- ①着手届
- ②統括担当者選任通知書（契約書第3条第1号で規定）
- ③照査担当者選任通知書（契約書第3条第2号で規定）
- ④主任担当者選任通知書（契約書第3条第3号で規定）
- ⑤担当者選任通知書（契約書第3条第4号で規定）
- ⑥業務計画表（契約書第4条第1項で規定）

(2) 完了時

- ①完了届（契約書第14条第1項で規定）
- ②成果品引渡申出書（契約書第14条第3項で規定）

第2項 担当者の選任

受注者は、迅速かつ適切な業務の履行を図るべく、受注者と直接的な雇用関係にある従業員の内から、次に掲げる担当者を選任すること。

なお、各担当者間の兼任はできないものとする。

(1) 統括担当者（1人选任）

主任担当者と同様以上の業務経験を有する者で、本業務の統括的な指揮・監督を担任する。

(2) 照査担当者（1人以上選任）

主任担当者と同様以上の業務経験を有する者で、成果品の照査を担当する。

(3) 主任担当者（1人以上選任）

平成16年度以降における、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を5年以上有する者で、本業務の指揮・監督及び組合との業務打合せを担当する。

(4) 担当者（1人以上選任）

平成16年度以降における、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を1年以上有する者で、主任担当者の補佐を行うことその他、主任担当者が不在の際は組合との業務打合せを担当する。

第3節 基礎情報

第1項 建設候補地（別添地図参照）

建設候補地の概要は、次に掲げる事項のとおり。

- (1) 名称 吉田地区
- (2) 地番 千葉県印西市吉田546番、他32筆
- (3) 面積 26, 125㎡（公簿面積）
- (4) 地目及び現況 畑及び山林
- (5) 土地所有者数 28人（事業同意取得済み）
- (6) 用途地域 市街化調整区域
- (7) 備考 地域振興策を実際に展開するにあたり、建設候補地の隣接地又は近接地を買収する可能性を有する。

第2項 施設規模の見込み

平成25年度に印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が推計した平成40年度における減量目標ごみ量を基に見込んだ施設規模は、次に掲げる事項のとおり。

- (1) 熱回収施設 156t／日程度
- (2) リサイクルセンター 15t／日程度

第3項 次期中間処理施設の稼働開始目標年度

未定

第4項 現中間処理施設の状況

昭和61年に稼働開始した現中間処理施設（印西クリーンセンター）は、老朽化に伴い循環型社会形成推進交付金を活用する基幹的設備改良事業（工事期間：平成27年度から平成29年度）を進めている。

第5項 両検討委員会の概要（別添両検討委員会運営予定スケジュール参照）

受注者が支援する両検討委員会の組織及び運営の概要は、次に掲げる事項のとおり。

（1）施設整備基本計画検討委員会

①担任する主な事務

- i 次期中間処理施設の基本的事項の検討（施設規模の検証を含む）
- ii 次期中間処理施設の整備基本計画の検討
- iii 次期中間処理施設の事業方式の検討
- iv 次期中間処理施設の整備スケジュールの検討

②委員の構成（委員報酬は組合が負担する）

- i 学識経験を有する者 3人以内
（施設技術1人、廃棄物政策1人、環境保全1人を委嘱する予定）
- ii 公募による関係市町の住民 3人
- iii 管理者が必要と認める者 3人以内
（建設候補地の周辺住民を委嘱する予定）

③調査審議の期間

平成27年5月17日から平成28年3月末を予定

④予定する行事

- i 会議 10回
- ii 先進地の視察 1回
- iii 建設候補地周辺住民意見交換会 2回
（1回目：調査審議中の段階で開催し、周辺住民の意見等を求める）
（2回目：答申素案を周辺住民に説明し、最終的な意見等を求める）
- iv パブリックコメントの募集 1回
（答申素案に対するパブリックコメントを募集する）
- v 検討結果説明会 1回
（答申素案を関係市町の住民に説明し、最終的な意見等を求める）
- vi 答申書授受式 1回
（委員長が管理者へ答申書を提出する式典）
（受注者は出席しない）

※ iii、v 及び vi は、地域振興策検討委員会と合同開催

(2) 地域振興策検討委員会

①担任する主な事務

- i 地域振興策の抽出
- ii 抽出された地域振興策の基本構想を検討及び評価

②委員の構成（委員報酬は組合が負担する）

- i 学識経験を有する者 3人以内
(施設技術1人、まちづくり1人、集客政策1人を委嘱する予定)
- ii 公募による関係市町の住民 3人
- iii 管理者が必要と認める者 3人以内
(建設候補地の周辺住民を委嘱する予定)

③調査審議の期間

平成27年5月24日から平成28年3月末を予定

④予定する行事

- i 会議 10回
- ii 先進地の視察 1回
- iii 建設候補地周辺住民意見交換会 2回
(1回目：調査審議中の段階で開催し、周辺住民の意見等を求める)
(2回目：答申素案を周辺住民に説明し、最終的な意見等を求める)
- iv パブリックコメントの募集 1回
(答申素案に対するパブリックコメントを募集する)
- v 検討結果説明会 1回
(答申素案を関係市町の住民に説明し、最終的な意見等を求める)
- vi 答申書授受式 1回
(委員長が管理者へ答申書を提出する式典)
(受注者は出席しない)

※iii、v及びviは、施設整備基本計画検討委員会と合同開催

第2章 業務内容

第1節 施設整備基本計画

第1項 資料の収集（一式）

施設整備基本計画の検討を進めるうえで必要となる資料の収集を行うこと。

ただし、組合が所有し本検討に利用できる資料は、受注者が貸与品リストを組合に提出した後、業務完了までの間、当該資料を貸与する。

また、必要に応じて民間事業者（プラントメーカー等）へのアンケート調査及びヒアリングを実施すること。

第2項 施設整備基本計画検討委員会の会議資料の作成（10回分）

平成23年3月に策定した前回計画における「印西クリーンセンター次期中間処理施設整備基本計画」を踏まえたうえで、次に掲げる事項を網羅し、施設整備基本計画検討委員会の意向を的確に反映させた会議資料を作成すること。

ただし、次に掲げる事項の詳細な内容は、組合と受注者の業務打合せにより定める。

（1）基本的事項

- ①次期中間処理施設整備事業の目的及び位置付け
- ②関係する法令及び計画等の体系
- ③現中間処理施設の概要及び課題
- ④建設候補地の選定経緯、現状及び諸条件
- ⑤稼働開始の目標年度
- ⑥総事業費の圧縮（循環型社会形成推進交付金の活用を含む）
- ⑦次期中間処理施設のコンセプト
- ⑧熱回収施設の基本的事項（施設規模の検証を含む）
- ⑨リサイクルセンターの基本的事項（施設規模の検証を含む）
- ⑩土地所有者の事業同意の保全

（第1章第3節第1項（5）で掲げているとおり、現在、建設候補地の土地所有者全員から事業同意を取得しているが、用地買収時期が後年度となる可能性を有することから、当該同意の適切な保全方法を検討する）

(2) 施設整備基本計画

- ①造成
- ②調整池及び雨水排水路
- ③アクセス道路（収集車の搬入条件を含む）
- ④ユーティリティー（電気及び上下水道等）
- ⑤熱回収施設の構造、処理方式及び全体処理フロー等
- ⑥リサイクルセンターの構造、処理方式及び全体処理フロー等
- ⑦管理棟の構造及び機能等
（リサイクルプラザ、環境学習、情報発信、避難所等の付帯機能の検討を含む）
- ⑧発電及び排熱利用の方向性及びエネルギーバランス
- ⑨公害防止
- ⑩施設配置
- ⑪敷地内における車両及び歩行者の導線
- ⑫施設見学者ルート
- ⑬施設デザイン及び景観
- ⑭災害対策、防災拠点化及び耐震構造
- ⑮自然環境の保全及び敷地内の緑化
- ⑯施工時における生活環境及び自然環境への配慮
- ⑰運転員等の作業環境への配慮
- ⑱操業の監視体制（現中間処理施設では周辺町内会と環境委員会を組織している）
- ⑲環境測定
- ⑳情報公開及び広報活動

(3) 事業方式

- ①近年の動向
- ②官民のリスク分担の考え方
- ③事業範囲
- ④事業スキーム
- ⑤事業スキーム別のライフサイクルコストの試算（20年間操業）
- ⑥発注の方法（契約相手の決定方法）
- ⑦事業方式の総合評価

(4) 整備スケジュール

- ①稼働開始までに必要な法手続き
- ②年度四半期単位の整備スケジュール
- ③スケジュール延伸リスクの抽出

第3項 施設整備基本計画検討委員会の会議に出席（10回）

施設整備基本計画検討委員会の会議に、第1章第2節第2項（1）で規定する統括担当者及び同項（3）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、会議資料の説明及び質疑応答を支援すること。

また、本会議で決した事項及び継続審議となった事項等を簡明に箇条列記した会議報告書を速やかに作成すること。

なお、本会議の詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）会議の開催毎、事前に行う学識経験委員との打合せは、組合が担任する。
- （2）会議の開催日は、第3日曜日を予定する。
- （3）会議の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
- （4）会議の開催場所は、組合の会議室とする。
- （5）本項の本文で規定する出席者以外の「受注者と直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として会議に同席することは妨げない。
- （6）会議録の作成は、組合が担任する。

第4項 先進地の視察に出席（1回）

先進地の視察に、第1章第2節第2項（1）で規定する統括担当者及び同項（3）で規定する主任担当者的内から1人以上が出席し、質疑応答を支援すること。

また、本視察の概要を纏めた先進地視察報告書を速やかに作成すること。

なお、本視察の詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）視察の実施日は未定だが、平日を予定する。
- （2）視察の場所は未定だが、組合からの日帰りバス圏内とする。（受注者が提案）
- （3）本項の本文で規定する出席者以外の「受注者と直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として視察に同行することは妨げない。
- （4）視察で用いるバスの手配は組合が担任し、費用を組合が負担する。

第5項 建設候補地周辺住民意見交換会の説明資料の作成（2回分）

建設候補地周辺住民意見交換会の説明資料について、施設整備基本計画検討委員会の会議資料又は答申素案を基礎とし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアを用いて簡明に作成すること。

第6項 パブリックコメントの回答書の作成（1回分）

提出のあったパブリックコメントについて、施設整備基本計画検討委員会における調査審議の経緯及び結果を的確に反映させた回答書を作成すること。

第7項 検討結果説明会の説明資料の作成（1回分）

検討結果説明会の説明資料について、施設整備基本計画検討委員会の答申素案を基礎とし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアを用いて簡明に作成すること。

第8項 答申書の作成（1回分）

施設整備基本計画検討委員会における調査審議の経緯及び結果を的確に反映させた答申書を作成すること。

第9項 施設整備基本計画に係る成果品

成果品	部数	納品時期
①業務打合せ記録簿	業務打合せの都度1部	業務打合せの都度速やかに。
②収集資料	収集の都度1部	収集の都度速やかに。
③会議資料	500部 (開催10回分)	各会議の開催日の7日前までに組合へ配達すること。ただし、施設整備基本計画検討委員会委員（全9人）の会議資料は、差し替えが容易なレバー式ファイル等に綴じたうえで、各会議の開催日の7日前までに、当該委員の自宅又は組合が指定する場所に配達すること。
④会議報告書	10部 (開催10回分)	開催の都度速やかに。
⑤先進地視察報告書	1部 (実施1回分)	実施後速やかに。
⑥建設候補地周辺住民意見交換会の説明資料	200部 (開催2回分)	組合との業務打合せによる。
⑦パブリックコメントの回答書	1部 (募集1回分)	組合との業務打合せによる。
⑧検討結果説明会の説明資料	100部 (開催1回分)	組合との業務打合せによる。
⑨答申書	3部 (パイプ式ファイル綴じ)	組合との業務打合せによる。
⑩上記成果品の作成データ及びPDFデータ	2枚 (CD-R等に保存)	組合との業務打合せによる。

第2節 地域振興策

第1項 資料の収集（一式）

地域振興策の検討を進めるうえで必要となる資料の収集を行うこと。

ただし、組合が所有し本検討に利用できる資料は、受注者が貸与品リストを組合に提出した後、業務完了までの間、当該資料を貸与する。

また、必要に応じて民間事業者及び関係団体等へのアンケート調査及びヒアリングを実施すること。

第2項 地域振興策検討委員会の会議資料の作成（10回分）

次に掲げる事項を網羅し、地域振興策検討委員会の意向を的確に反映させた会議資料を作成すること。

ただし、次に掲げる事項の詳細な内容は、組合と受注者の業務打合せにより定める。

（1）地域振興策の抽出

- ①先進地の事例
- ②地域振興策の抽出に当たっての基本的な考え方
- ③地域振興策の抽出

※本抽出は、受注者が行うものの他、地域振興策検討委員会委員の発案及び住民や事業者等から提出される意見書によっても行われる。

※建設候補地の地元町内会である吉田区から、既に相当数の地域振興策が組合へ提出されていることから、次の組合ホームページアドレスに掲げている資料を参照のこと。<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/26-tousin-siryou16-.pdf>

（2）抽出された地域振興策の基本構想

- ①地域振興策の事業スキーム（地元町内会の関与を含む）
- ②地域振興策の組み合わせ及び周辺の既存施設等との連携によるイノベーション
- ③補助金の活用

（3）地域振興策の基本構想の評価

- ①地域特性とのマッチング
- ②社会的ニーズの有無及びその程度
- ③効果、地域活性化への寄与及び中長期的な展望
- ④雇用創出の機会
- ⑤地域振興策のライフサイクルコストの試算（20年間）

（収入が見込める地域振興策の収益性の試算を含む）

※実際に展開する事業は、地域振興策検討委員会が平成27年度末に答申する地域振興策の内から、関係者間の協議により選択決定する予定である。また、展開する場所及び整備スケジュールについても、同協議により検討決定する予定である。

第3項 地域振興策検討委員会の会議に出席（10回）

地域振興策検討委員会の会議に、第1章第2節第2項（1）で規定する統括担当者及び同項（3）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、会議資料の説明及び質疑応答を支援すること。

また、本会議で決した事項及び継続審議となった事項等を簡明に箇条列記した会議報告書を速やかに作成すること。

なお、本会議の詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）会議の開催毎、事前に行う学識経験委員との打合せは、組合が担任する。
- （2）会議の開催日は、第4日曜日を予定する。
- （3）会議の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
- （4）会議の開催場所は、組合の会議室とする。
- （5）本項の本文で規定する出席者以外の「受注者と直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として会議に同席することは妨げない。
- （6）会議録の作成は、組合が担任する。

第4項 先進地の視察に出席（1回）

先進地の視察に、第1章第2節第2項（1）で規定する統括担当者及び同項（3）で規定する主任担当者的内から1人以上が出席し、質疑応答を支援すること。

また、本視察の概要を纏めた先進地視察報告書を速やかに作成すること。

なお、本視察の詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）視察の実施日は未定だが、平日を予定する。
- （2）視察の場所は未定だが、組合からの日帰りバス圏内とする。（受注者が提案）
- （3）本項の本文で規定する出席者以外の「受注者と直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として視察に同行することは妨げない。
- （4）視察で用いるバスの手配は組合が担任し、費用を組合が負担する。

第5項 建設候補地周辺住民意見交換会の説明資料の作成（2回分）

建設候補地周辺住民意見交換会の説明資料について、地域振興策検討委員会の会議資料又は答申素案を基礎とし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアを用いて簡明に作成すること。

第6項 パブリックコメントの回答書の作成（1回分）

提出のあったパブリックコメントについて、地域振興策検討委員会における調査審議の経緯及び結果を的確に反映させた回答書を作成すること。

第7項 検討結果説明会の説明資料の作成（1回分）

検討結果説明会の説明資料について、地域振興策検討委員会の答申素案を基礎とし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアを用いて簡明に作成すること。

第8項 答申書の作成（1回分）

地域振興策検討委員会における調査審議の経緯及び結果を的確に反映させた答申書を作成すること。

第9項 地域振興策に係る成果品

成果品	部数	納品時期
①業務打合せ記録簿	業務打合せの都度1部	業務打合せの都度速やかに。
②収集資料	収集の都度1部	収集の都度速やかに。
③会議資料	500部 (開催10回分)	各会議の開催日の7日前までに組合へ配達すること。ただし、地域振興策検討委員会委員（全9人）の会議資料は、差し替えが容易なレバー式ファイル等に綴じたうえで、各会議の開催日の7日前までに、当該委員の自宅又は組合が指定する場所に配達すること。
④会議報告書	10部 (開催10回分)	開催の都度速やかに。
⑤先進地視察報告書	1部 (実施1回分)	実施後速やかに。
⑥建設候補地周辺住民意見交換会の説明資料	200部 (開催2回分)	組合との業務打合せによる。
⑦パブリックコメントの回答書	1部 (募集1回分)	組合との業務打合せによる。
⑧検討結果説明会の説明資料	100部 (開催1回分)	組合との業務打合せによる。
⑨答申書	3部 (パイプ式ファイル綴じ)	組合との業務打合せによる。
⑩上記成果品の作成データ及びPDFデータ	2枚 (CD-R等に保存)	組合との業務打合せによる。

第3節 両検討委員会の一括業務

第1項 建設候補地周辺住民意見交換会に出席（2回）

建設候補地周辺住民意見交換会に、第1章第2節第2項（1）で規定する統括担当者及び同項（3）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、施設整備基本計画及び地域振興策それぞれにおける資料の説明及び質疑応答を支援すること。

また、本意見交換会で寄せられた意見、質問及び要望等を簡明に箇条列記した建設候補地周辺住民意見交換会報告書を速やかに作成すること。

なお、本意見交換会の詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）意見交換会の開催前に行う学識経験委員との打合せは、組合が担任する。
- （2）意見交換会の開催日は、土曜日又は日曜日を予定する。
- （3）意見交換会の開催時間は、18時から21時の3時間程度を予定する。
- （4）意見交換会の開催場所は、建設候補地周辺の町内会集会所とする。
- （5）本項の本文で規定する出席者以外の「受注者と直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として意見交換会に同席することは妨げない。
- （6）会議録の作成は、組合が担任する。

第2項 検討結果説明会に出席（1回）

検討結果説明会に、第1章第2節第2項（1）で規定する統括担当者及び（3）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、施設整備基本計画及び地域振興策それぞれにおける資料の説明及び質疑応答を支援すること。

また、本説明会で寄せられた意見、質問及び要望等を簡明に箇条列記した検討結果説明会報告書を速やかに作成すること。

なお、本説明会の詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）説明会の開催前に行う学識経験委員との打合せは、組合が担任する。
- （2）説明会の開催日は、土曜日又は日曜日を予定する。
- （3）説明会の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
- （4）説明会の開催場所は、組合の会議室とする。
- （5）本項の本文で規定する出席者以外の「受注者と直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として説明会に同席することは妨げない。
- （6）会議録の作成は、組合が担任する。

第3項 両検討委員会の一括業務に係る成果品

成果品	部数	納品時期
①業務打合せ記録簿	業務打合せの都度1部	業務打合せの都度速やかに。
②建設候補地周辺住民 意見交換会報告書	2部 (開催2回分)	開催の都度速やかに。
③検討結果説明会報告書	1部 (開催1回分)	開催後速やかに。
④上記成果品の作成 データ及びPDF データ	2枚 (CD-R等に保存)	組合との業務打合せによる。

第4節 循環型社会形成推進地域計画

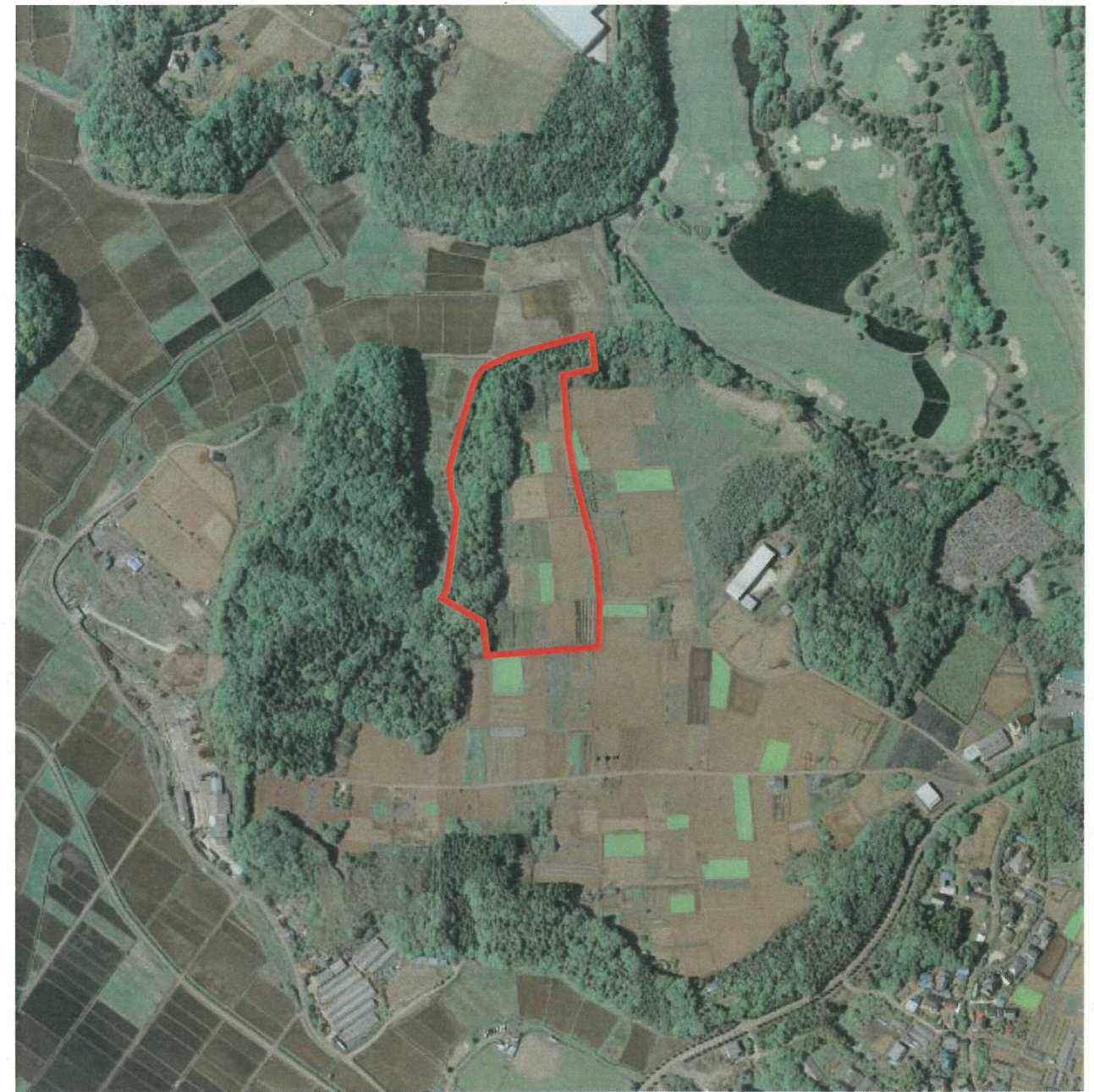
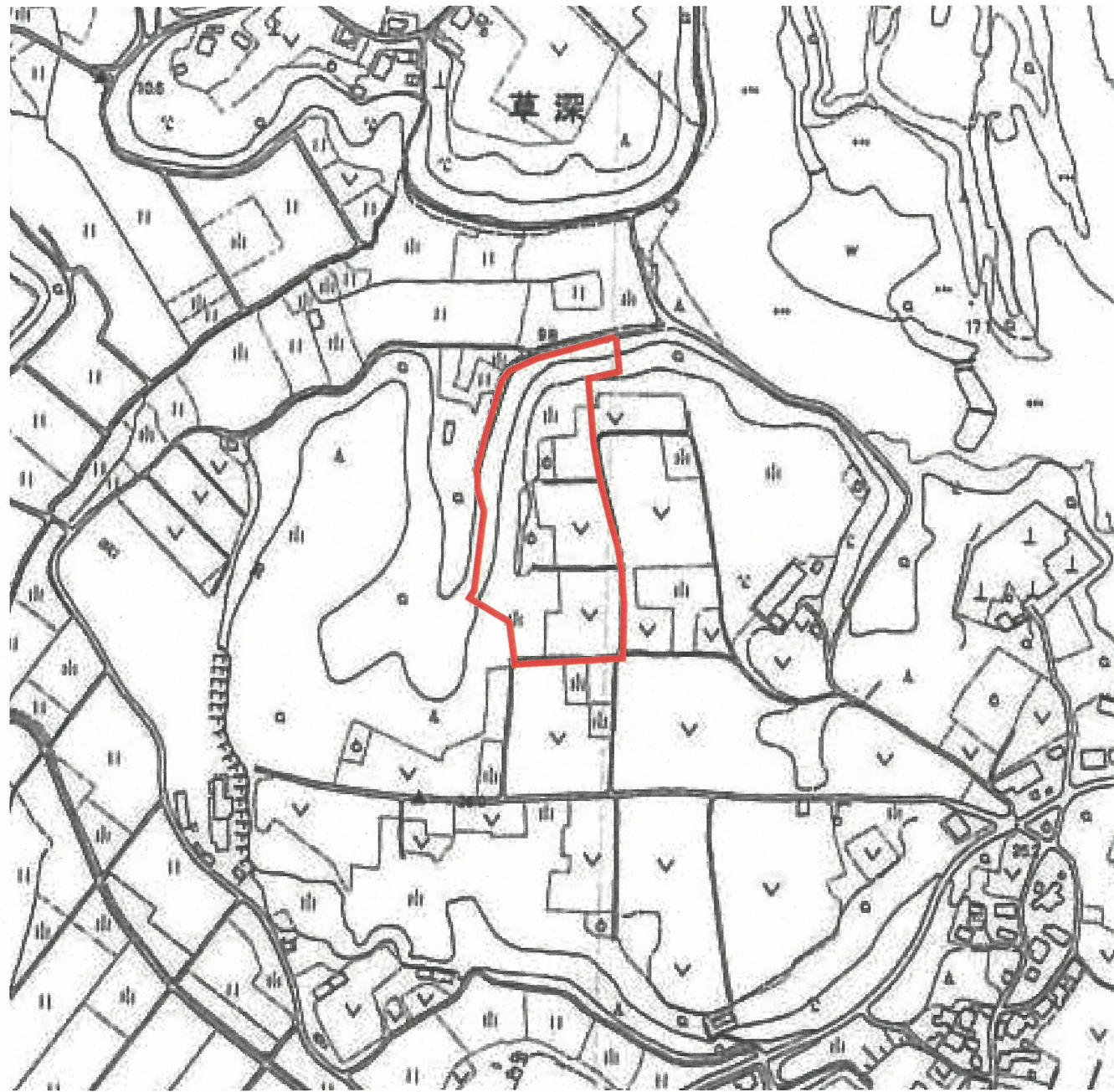
第1項 循環型社会形成推進地域計画の一部変更資料の作成

印西地域循環型社会形成推進地域計画（第2次計画）の一部変更（当該地域計画に次期中間処理施設の整備事業を追加）を行うために必要となる資料を作成すること。

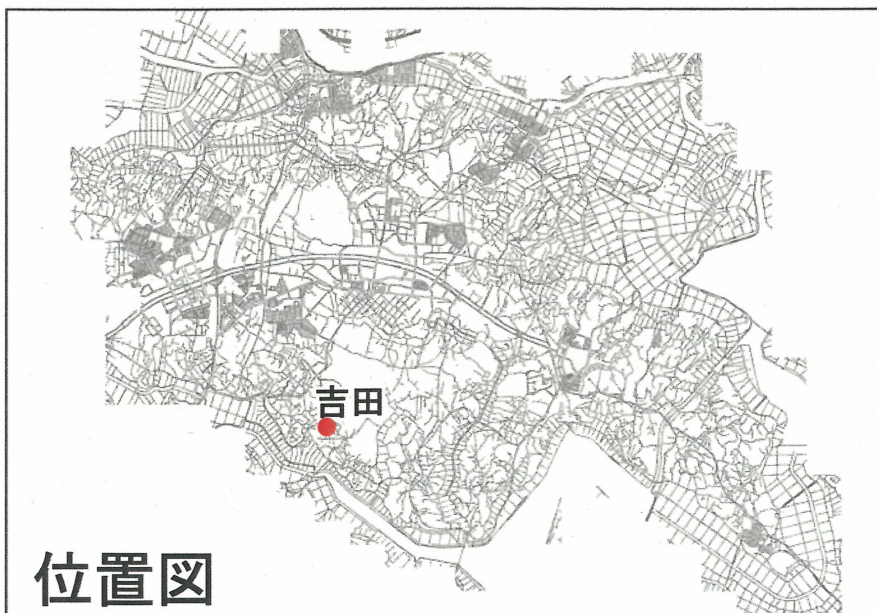
なお、現地域計画の作成データは受注者に提供する。

第2項 循環型社会形成推進地域計画に係る成果品

成果品	部数	納品時期
①業務打合せ記録簿	業務打合せの都度1部	業務打合せの都度速やかに。
②地域計画の一部変更資料	3部	組合との業務打合せによる。
③上記成果品の作成 データ及びPDF データ	2枚 (CD-R等に保存)	組合との業務打合せによる。



(平成20年5月6日撮影)



位置図

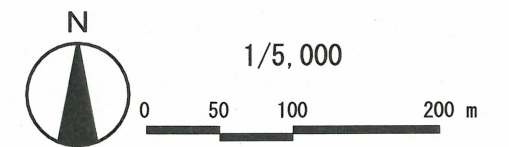
応募面積：約2.6 ha (26,125m²)

地目： 畑 約1.7 ha
山林 約0.9 ha

筆数：33筆

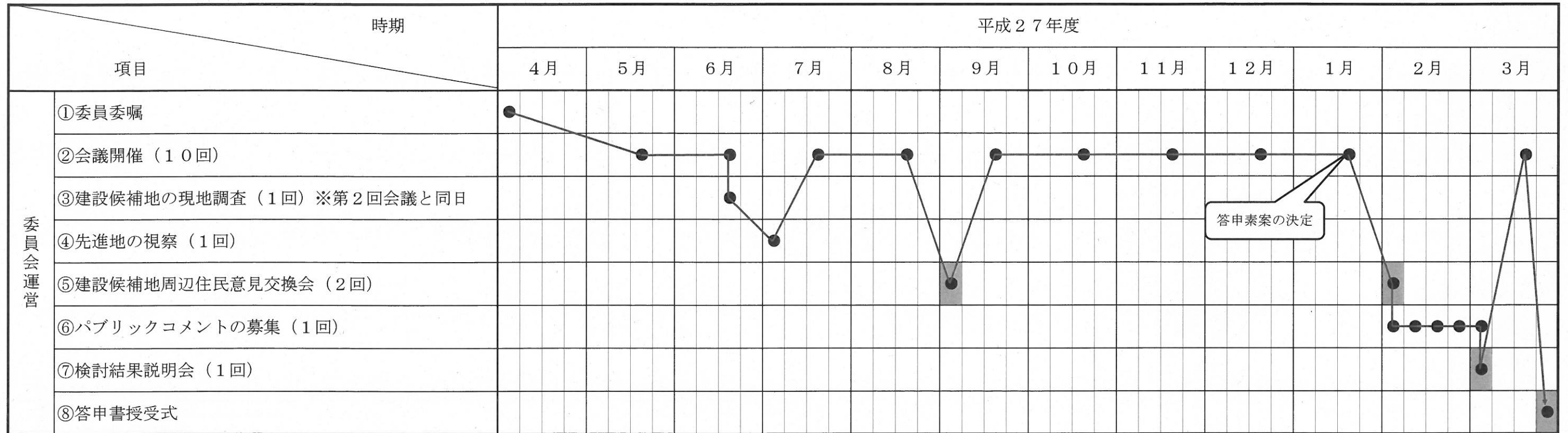
土地所有者数：28名

吉田地区



平成27年度 両検討委員会運営予定スケジュール

(1) 施設整備基本計画検討委員会



(2) 地域振興策検討委員会

